2012年3月議会を前に札幌商工会議所が公契約条例に対する「要望書」を市議会に提出しまし

た。「要望書」は何を物語っているのか、一研究員の検討です。なおこのコメントは、建交労を通

じて商工会議所に提供されています。2012.2.10

**公契約条例は“賃金の安さ”を競争条件にしない地域経済をめざすもの**

**－商工会議所は全国の「範」となり、条例制定を促進すべきです－**

**ＮＰＯ建設政策研究所　研究員　佐藤　陵一**

2012年1月25日、札幌市商工会議所は「札幌市公契約条例素案に関する要望書」を三上洋右札幌市議会議長に提出しました。この要望書の提出は、北海道ビルメンテナス協会、北海道警備業協会、札幌建設業協会の３協会連名による同議長あての「公契約条例の制定に基本的に反対」の陳情書と軌を一にしたものであり、公契約条例の「必要性の有無の検討」を市議会に求めるものです。

札幌商工会議所は会員２万社を誇り、その使命は「地域経済を支える中小企業の支援振興を通じて、地域社会の発展に寄与すること」としていますが、残念ながら「要望書」は結論として労働者に対し、低賃金の「限りないガマン」を強いるものとなっています。以下、「要望書」の物語るところを検討しました。

 **公契約条例制定を求める労働側と一致する諸点について**

要望書は、冒頭、「事業者において、労働者は財産であり事業継続に欠かせない存在である

ため、労働環境の改善は緊喫の課題」としています。「労働者は財産」との表現には違和感がありますが「労働環境の改善は緊喫の課題」にあるのは明らかです。この緊急性の認識は完全に一致いたします。

 要望書は、緊急性に言及しながらも、「しかしながら」と続け、経営困難が拡大するもとでの業

界の努力を強調し、その上で「札幌市発注事業に係る諸制度の改善なく、公契約条例が制定さ

れる懸念」を指摘しています。

 その第１は「受注者のみが労働環境改善の責務を担うことになる」というものであり、第２は

「諸制度の改善がなければ、労働者のおかれている状況改善は困難である」とするものです。

 要望書は、具体的に4項目を札幌市に要望していますが、その内容は基本的に同意できま

す。（①最低制限価格の引き上げ、②受注に偏りが生じない入札制度、③経費・労務単価の引き

上げ、③予算・人員確保）

 この意味するものは、公務・公共サービスの民営化・民間開放が事実上、「安ければよい」と

いう現実にあり、その政策転換を求めるものです。 商工会議所が「労務単価の引き上げ」や

「福利厚生費の別枠設定」を正面から求めていることは重要です。同時に、諸制度の改善が先

である。その効果を検証し、そのうえで公契約条例の制定の「必要性の有無を検討せよ」という

札幌商工会議所の主張や３協会の公契約条例への反対の態度については、私は「是」といたし

ません。

**「緊喫な労働環境の改善」をいかに図るのか－求められる真摯な議論**

要望理由が述べている「現制度下において、一定額以上の作業報酬下限を設定した上で、入札における適正な価格競争を期待するのであれば、資材購入から利益率に至るまで、事業にかかる全ての分野に下限を設定しない限り、低価格入札による弊害の根本は解決しないことを認識すべき」との論点は、まさしく「その通り」であり、少なくとも「賃金の安さを競争条件にすべきでない」とする公契約条例の必然性を示すものにほかなりません。

 高向巌商工会議所会頭は「活力ある地域経済の構築」を謳っていますが、公契約条例はそれ

にむけての現実的な一歩と考えます。

 以下、発注における積算の違いを念頭に公共工事と委託業務に分けて論述します。

1. 道内の公共工事の普通作業員の設計単価は、１０，７００円です。この単価の年々の下落は関

係者の共通認識です。公契約条例は、この設計単価の何割を作業報酬下限とするのかに尽きます。設計単価を上回ることは想定されていません。

作業報酬下限の支払義務付けが、よりいっそう経営を圧迫し、困難を拡大するとするのであ

れば、建設業協会には公共工事に即して説明責任が生まれます。

その第１は、設計単価と実勢賃金との間になぜ、いちじるしいかい離が生ずるのか。それ

は税金の使われ方として妥当なのかどうか。さらにそのかい離を克服しようとする公契約

条例を否定する論理についてです。

第２は、業界の重層的下請構造について何も触れないのは奇異にすぎます。公契約条例は、「大幅賃上げ」を求めるものではありません。限りない底辺に向かう賃下げ＝負のスパイラルを防ぎ、底上げする防御的なものです。建設業において「労働環境の改善」の基底をなすのは「元・下」の公正取引を保障する業界秩序です。この改革に言及がなければ、それは労働者に「無限のガマン」を強いることと同義です。

 最低下限額は視点を変えれば、重層下請構造下において「積算されている『適正賃金』の

別枠支給」ともいえます。それは要望書が求めている「福利厚生費の別枠設定」と同質の論

理です。

 北海道ビルメンテナス協会、北海道警備業協会は、「最低賃金にかぎりなく張り付いている実勢賃金」が「官製ワーキングプワ」として社会問題化している業界の実態を明らかにし、抑制され続ける委託費など札幌市の発注者責任を問い、その改善を求める「正当な社会的根拠」を明確にすべきです。

「フルタイム働いても生活保護水準」(大阪地下鉄の清掃労働者)は札幌においても現実です。勤労控除される生活保護基準で試算する時、その時間給は札幌市においても１０００円水準となります。 労務集約型の委託業務における、人件費積算の「不透明さ」や委託費の抑制は、その改善がまさに「緊喫の課題」なのは論を待ちません。同時に「公契約条例に反対」という主張は、両業界の社会的責務を放棄し、その「犠牲」のいっさいを労働者に強いるものとの批判を免れません。

企業経営においてその基盤強化のために、「賃金の安さを競争条件にする」ことはディーセントワークを求める世界の流れに逆行します。公契約条例は関係業界の近代化のために機能し、その契機となるとの期待が、先行他都市においては条例制定の市民的合意となり、各議会においても政治的一致の実現につながりました。札幌商工会議所は、関係業界の正当な要望の実現と労働者の切実な願いを、二律背反ととらえるのではなく、全国の「範」としてその社会的役割を果たすことが求められます。

以上